

2024年8月30日 全7頁

# 一本化後の四半期決算短信の開示状況

## レビューの実施状況や提出時期を集計・分析

金融調査部 研究員 藤野 大輝

### [要約]

- 2024年4-6月期から、四半期報告書が廃止された後の四半期決算短信の提出が始まっている。本稿では、プライム・スタンダード・グロース市場上場会社のうち計342社を対象に、2024年8月15日までに提出された第1四半期・第3四半期決算短信の開示状況を集計・分析している。
- 四半期報告書廃止後の四半期決算短信の提出時期については、前年の四半期決算短信とおおむね同時期に提出している企業が多く、提出時期の平均は決算期末後約35日だった。四半期決算短信の開示項目は増えているが、四半期報告書の廃止によってその負担は軽減しており、従来通りの時期に提出されたと考えられる。
- 任意でレビューを行っていた企業は全体の約3割（106社）だった。プライム市場だけではなく、スタンダード・グロース市場の上場会社でも任意でレビューを行っていた企業は一定数見られた。
- 任意でレビューを行っていた企業のうち、約四分の一がレビュー完了前に四半期決算短信を提出し、レビュー完了後に改めて期中レビュー報告書とともに四半期決算短信を提出していた。投資家などが重視する速報性のある情報開示を行いつつ、レビューに対するニーズにも応えることができ、任意のレビュー実施を検討する企業においては選択肢の一つとなり得る。

## 1. 四半期報告書の廃止後、新たな四半期決算短信の提出がスタート

2024年4-6月期から、四半期報告書が廃止され、新たな四半期決算短信の提出が始まっている。

従来、わが国では上場会社の四半期ごとの情報開示として、取引所規則で四半期決算短信、金融商品取引法で四半期報告書の提出が求められていた。しかし、二つの四半期開示の重複による企業負担などを踏まえ、2021年度、2022年度にそれぞれ開催された金融庁金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」で、二つの四半期開示を一つにまとめる、一本化に関する議論が行われた。最終的に、四半期報告書を廃止し、四半期決算短信に一本化するとされた。

これを受けた金融商品取引法の改正によって、四半期報告書は廃止され、代わりに半期報告書の提出が義務付けられた。

この四半期開示の一本化に伴い、四半期決算短信の内容も変わっている。東京証券取引所は「四半期開示の見直しに関する実務検討会」で一本化後の四半期決算短信の在り方について検討を行い、2023年11月22日に「四半期開示の見直しに関する実務の方針」を公表した。これを踏まえ、有価証券上場規程等の改正、決算短信・四半期決算短信作成要領等の改訂が行われた。

一本化後の四半期決算短信のポイントは大きく分けて二つある（図表1）。一つが四半期報告書で開示されていた一部の事項を新たに開示することが求められていることである。もう一つがレビューである。原則として、レビューは任意であるが、その有無を記載することが求められている。

**図表1 四半期報告書廃止後の四半期決算短信のポイント**

|         |                                                                                                                                                                                                             |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開示事項の追加 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 四半期報告書で開示されていた事項の中でも投資家にとってニーズの高い事項を開示               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ セグメント情報等の注記</li> <li>・ キャッシュ・フロー計算書に関する注記(注2)</li> </ul> </li> </ul> |
| レビュー    | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 原則として、レビューは任意(注3)</li> <li>➢ レビューの有無を記載</li> <li>➢ レビューを受けている場合は期中レビュー報告書を添付</li> </ul>                                                                            |

(注1) 上記はいずれも第1四半期・第3四半期決算短信に関する変更のポイントである。

(注2) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書または四半期キャッシュ・フロー計算書を開示する場合を除く。

(注3) 財務諸表の信頼性確保が必要と考えられる一定の場合にはレビューが義務となる。

(出所) 東京証券取引所「有価証券上場規程」などより大和総研作成

四半期決算短信への一本化は、2024年4月1日以後に開始する四半期からスタートしている。例えば、3月決算会社は2025年3月期の第1四半期（2024年4月～2024年6月）に係る四半期報告書が廃止され、新たな四半期決算短信の提出を行っている。

本稿では、四半期報告書廃止後の四半期決算短信について、提出時期の変化、任意レビューの有無など、開示状況を集計・分析する。

## 2. 四半期決算短信の開示状況

### (1) 集計・分析の対象

本稿では、2024年8月15日までに提出された新制度の下における第1四半期・第3四半期決算短信を集計・分析している。つまり、3月決算会社の第1四半期決算短信、9月決算会社の第3四半期決算短信が対象となる。

対象企業の範囲としては、①3月決算会社、9月決算会社である（かつ前年から決算期変更等がない）、②今年、前年の四半期決算短信、四半期報告書を入手できる（上場廃止等がない）、という二つの要件を満たす下記の企業となる。

|                                |         |
|--------------------------------|---------|
| プライム市場上場会社のうち時価総額上位 300 位以内：   | 231 社   |
| スタンダード市場上場会社のうち時価総額上位 100 位以内： | 68 社    |
| グロース市場上場会社のうち時価総額上位 100 位以内：   | 43 社    |
|                                | 計 342 社 |

(注) 時価総額は各社の 2024 年 2 月～4 月に訪れた四半期末における数値を用いている。

## (2) 提出時期

(1) で確認した 342 社について、まずは四半期決算短信の提出時期を見てみよう。前年の四半期決算短信と比較したものが図表 2 である。横軸に前年の提出時期、縦軸に今年の提出時期をとっている。例えば、図表 2 左下を見ると、前年、今年ともに四半期決算短信を決算期末後 30 日以内に提出している企業は 54 社となっている。前年とおおむね同時期に四半期決算短信を提出している企業が多い。また、今年の四半期決算短信の提出時期については、決算期末後 36 日～40 日に提出した企業が 159 社と最も多く、次いで 31～35 日 (87 社)、～30 日 (67 社)、41 日～ (29 社)、となっている。提出時期の平均は、全体 (342 社) は約 35 日、プライム (231 社) は約 34 日、スタンダード (68 社) は約 35 日、グロース (43 社) は約 40 日だった。

図表 2 四半期決算短信の提出時期 (前年の四半期決算短信と比較)

|                            |             |             |             |      |     |
|----------------------------|-------------|-------------|-------------|------|-----|
| 今年の<br>四半期<br>決算短信<br>の提出日 | 41日～        | 1社          | 1社          | 5社   | 22社 |
|                            | 36日～<br>40日 | 3社          | 36社         | 73社  | 47社 |
|                            | 31日～<br>35日 | 22社         | 63社         | 2社   | 0社  |
|                            | ～30日        | 54社         | 13社         | 0社   | 0社  |
|                            | ～30日        | 31日～<br>35日 | 36日～<br>40日 | 41日～ |     |
| 前年の四半期決算短信の提出日             |             |             |             |      |     |

(注) レビュー完了前、レビュー完了後で二段階の四半期決算短信の提出を行っている企業については、レビュー完了前の提出日をカウントしている。

(出所) 各社四半期決算短信より大和総研作成

続いて、図表 3 では横軸に前年の四半期報告書の提出時期、縦軸に今年の四半期決算短信の提出時期をとっている。全体として左上側に企業は少なく右下側に企業が固まっており、前年の四半期報告書と比べると今年の四半期決算短信を早く提出した企業が大半となっている。

図表3 四半期決算短信の提出時期（前年の四半期報告書と比較）

|                            |             |      |             |             |      |
|----------------------------|-------------|------|-------------|-------------|------|
| 今年の<br>四半期<br>決算短信<br>の提出日 | 41日～        | 0社   | 0社          | 4社          | 25社  |
|                            | 36日～<br>40日 | 0社   | 8社          | 45社         | 106社 |
|                            | 31日～<br>35日 | 1社   | 15社         | 32社         | 39社  |
|                            | ～30日        | 5社   | 14社         | 21社         | 27社  |
|                            |             | ～30日 | 31日～<br>35日 | 36日～<br>40日 | 41日～ |
| 前年の四半期報告書の提出日              |             |      |             |             |      |

（注）レビュー完了前、レビュー完了後で二段階の四半期決算短信の提出を行っている企業については、レビュー完了前の提出日をカウントしている。

（出所）各社四半期決算短信、四半期報告書より大和総研作成

新制度への移行に伴う四半期決算短信の提出時期に影響を与える要因としては、四半期報告書が廃止されたことによる負担軽減や、逆に四半期決算短信の開示項目が追加されたことによる負担増加などが考えられる。前年の四半期決算短信とおおむね同時期に開示されていたケースが多かったことから、負担の軽減・増加が相殺する結果となったと推測される。

今年の四半期決算短信の提出日が、①前年の四半期決算短信の提出日より前、②前年の四半期決算短信の提出日以後～前年の四半期報告書以前、③前年の四半期報告書より後、のいずれであったかを企業ごとに確認したものが図表4である。開示項目が追加されたため前年の四半期決算短信より提出日が遅れた企業が多いという様子はなく、四半期報告書の負担が軽減された分、むしろ前年の四半期決算短信よりも早く提出した企業も多く見られたと想像する。この傾向はプライム、スタンダード、グロース市場の間で共通していた。

図表4 四半期決算短信の提出時期の変化

|                | 前年の四半期<br>決算短信より前 | 前年の四半期<br>決算短信以後<br>～<br>前年の四半期<br>報告書以前 | 前年の四半期<br>報告書より後 |
|----------------|-------------------|------------------------------------------|------------------|
| 全体(342社)       | 162社              | 157社                                     | 23社              |
| プライム(231社)     | 106社              | 111社                                     | 14社              |
| スタンダード(68社)    | 34社               | 31社                                      | 3社               |
| グロース(43社)      | 22社               | 15社                                      | 6社               |
| 任意レビューあり(106社) | 50社               | 50社                                      | 6社               |

（注）レビュー完了前、レビュー完了後で二段階の四半期決算短信の提出を行っている企業については、レビュー完了前の提出日をカウントしている。ただし、「任意レビューあり」については、レビュー完了後の提出日をカウントしている。

（出所）各社四半期決算短信、四半期報告書より大和総研作成

四半期開示が、四半期報告書ではなく四半期決算短信に一本化された理由の一つとして、投資家が速報性を重視していたことが挙げられる。2022年度のディスクロージャーワーキング・グループ（第3回）では、日本証券アナリスト協会「四半期開示の見直しに関するアンケートについて」（2022年10月7日）が紹介された。これによると、「速報性を重視するので、監査人によるレビューや臨時報告書としての開示は不要である」という回答が、レビューを必要とするという回答をわずかに上回っていた。投資家を含む利用者が速報性を重視するため、早期に提出される四半期決算短信が残った形となる。こうした背景に鑑みると、一本化後も四半期決算短信の早期提出が期待されていると考えられる。

なお、レビューについては（3）で後述するが、任意レビューを行う場合、その負担によって開示時期が遅れる可能性も考えられる。しかし、任意レビューを行った企業とそうでない企業の間で、開示時期の傾向に大きな違いはなかった（前掲図表4）。先ほどの日本証券アナリスト協会のアンケートを踏まえると、速報性により重きを置いており、かつレビューが必要と考えている利用者も多い。レビューを行う上でも速報性を保つことに努めた企業が多かったと捉えられる。

### （3）任意レビューの有無

新制度の下では、原則として第1四半期・第3四半期決算短信へのレビューは任意とされている。集計・分析の対象である342社のうち、任意レビューを行っていた企業は106社と全体の約3割だった（図表5）。特にプライム市場上場会社においてその割合が大きかったが、スタンダード、グロース市場上場会社でも任意レビューを行っていた企業は一定数見られた。

図表5 任意レビューの実施状況

|             | 任意レビューあり | 割合  |
|-------------|----------|-----|
| 全体(342社)    | 106社     | 31% |
| プライム(231社)  | 82社      | 35% |
| スタンダード(68社) | 17社      | 25% |
| グロース(43社)   | 7社       | 16% |

（出所）各社四半期決算短信より大和総研作成

任意レビューを行う場合には、そのための時間や負担がかかると考えられる。しかし、（2）で述べた通り、利用者は速報性を重視している場合が多く、実際に任意レビューを行った企業も今年の四半期決算短信を前年の四半期決算短信とおおむね同時期に開示していたようだ。

利用者の速報性に対するニーズに応えつつ、任意レビューも行う方法の一つとして、四半期決算短信を二段階に分けて提出することが挙げられる。具体的には、公認会計士等によるレビューが完了する前に四半期決算短信を提出し、レビュー完了後に改めて期中レビュー報告書とともに四半期決算短信を提出するという方法である。東京証券取引所の「決算短信・四半期決算短信 作成要領等」（2024年4月）などでも、この考え方が示されている。

この二段階開示の実施状況は図表 6 の通りである。任意レビューを行った企業のうち、約四分の一がレビュー前に四半期決算短信を提出し、レビュー完了後に改めて提出を行っていたことが分かる。

図表 6 任意レビュー前後の二段階開示の実施状況

|             | 二段階開示 | 任意レビュー実施企業<br>に占める割合 |
|-------------|-------|----------------------|
| 全体(342社)    | 25社   | 24%                  |
| プライム(231社)  | 21社   | 26%                  |
| スタンダード(68社) | 3社    | 18%                  |
| グロース(43社)   | 1社    | 14%                  |

(出所) 各社四半期決算短信より大和総研作成

さらに、図表 7 の通り、二段階開示を行っていた企業において、任意レビュー前の四半期決算短信の提出から、レビュー完了後の四半期決算短信の提出までは、6～10 日であった企業が多かった。平均で見ると、決算期末後から数えて約 31 日で任意レビュー前の四半期決算短信を提出し、約 39 日でレビュー完了後の四半期決算短信を提出していた。全体 (342 社) の平均が決算期末後約 35 日であったことと照らし合わせると、二段階開示を行っていた企業は任意レビュー前の提出を他の企業よりも早く行っており、二段階開示によって速報性を確保していたものと捉えられる。

図表 7 任意レビュー前の提出日からレビュー完了後の提出日までの期間

|                                                 |             |             |             |      |    |
|-------------------------------------------------|-------------|-------------|-------------|------|----|
| 任意レビュー前<br>の提出から<br>任意レビュー後<br>の提出までに<br>かかった期間 | 16日～        | 1社          | 0社          | 0社   | 0社 |
|                                                 | 11日～<br>15日 | 2社          | 1社          | 0社   | 0社 |
|                                                 | 6日～<br>10日  | 4社          | 10社         | 0社   | 0社 |
|                                                 | 1日～<br>5日   | 1社          | 2社          | 4社   | 0社 |
|                                                 | ～30日        | 31日～<br>35日 | 36日～<br>40日 | 41日～ |    |

任意レビュー前の四半期決算短信の提出日

(出所) 各社四半期決算短信より大和総研作成

#### (4) 開示内容

最後に少しだけ開示内容について触れておく。一本化後の四半期決算短信では、セグメント情報等の注記、キャッシュ・フロー計算書に関する注記（四半期連結キャッシュ・フロー計算書を開示する場合を除く）の開示が求められている。

これらの新たな開示事項に関して、今回の集計・分析の対象企業の多くは前年の四半期報告書



での開示内容と同様であった。従来四半期報告書で開示されていたもののうち、投資家のニーズが大きいものを四半期決算短信で開示を求める、という経緯に鑑み、四半期報告書と同様の開示を行う場合が多かったと考えられる。

### 3. まとめ

四半期報告書の廃止に伴い、第1四半期・第3四半期の四半期決算短信では、セグメント情報等の注記、キャッシュ・フロー計算書に関する注記の開示が新たに求められている。また、レビューは原則として任意で行うことができる。レビューの有無によって少し異なるが、従来の四半期報告書と四半期決算短信の間のようなものとなっている。

今回の集計・分析の結果、四半期報告書廃止後の四半期決算短信は、前年の四半期決算短信とおおむね同時期に提出されていることが分かった。従来の四半期決算短信よりも開示項目が増えており、任意でレビューを行う場合もあるが、四半期報告書の開示にかかる負担は軽減されており、全体としては従来と変わらない時期で提出が行われていたと考えられる。投資家が四半期開示において速報性を重視しているということに相應する形となっている。

また、任意レビューを行った企業はごく一部というわけではなく、集計・分析対象の約3割という結果であった。日本証券アナリスト協会「四半期開示の見直しに関するアンケートについて」（2022年10月7日）では、速報性を重視するという回答が全体の過半数であったが、レビューを必要とする回答も相当の比率を占めていた。こうしたニーズを踏まえ、任意レビューを行った企業が少なくなかったと考えられる。

さらに、レビューが完了する前に四半期決算短信を提出し、レビュー完了後に改めて期中レビュー報告書とともに四半期決算短信を提出するという二段階開示を行う企業もあった。速報性、レビューの両方のニーズに相應することが可能な方法といえる。従来の四半期開示で、速報としての四半期決算短信、確報としての四半期報告書をそれぞれ開示していたことと似ているが、レビュー前後での四半期決算短信の二段階開示では新たに四半期報告書を作る必要はないため、四半期決算短信と四半期報告書の重複に伴うような企業負担はあまり生じないだろう。任意レビューを検討する企業においては選択肢の一つとなり得る。

今後、企業ごとに四半期決算短信の提出時期や任意レビューの有無などを考えていく機会もあるだろう。今回の集計・分析結果を含む他社の状況を踏まえ、投資家のニーズ、企業のコストなどのバランスを考慮し、対応を検討していく必要がある。